

特定科目履修による長期履修制度 要項

本大学院では、専攻が定める特定の科目を履修して地方や企業で長期実務を行う学生に対し「特定科目履修による長期履修学生制度」を導入しています。

申請要領

■ 対象者

専攻が定める学外インターンシップ科目等（以下、「特定科目」という）を履修することにより、標準修業年限を超えて在学する者。

1 学期間にわたり履修ができない者、また論文進捗等の学業上の事情がある者を救済する制度ではない。

※通常の長期履修学生及び外国人留学生は申請不可。

※1 年制（文学言語教育専攻英語教育専修コース、生活文化研究専攻 1 年制コース、福祉共創マネジメント専攻）は本制度の対象外。

■ 注意事項

・申請に関しては事前に指導教員の指導を受けることとする。

・特定科目履修による長期履修の修業年限は、指導教員と相談の上、研究計画に基づき計画的に履修することとする。

・「昭和女子大学大学院長期履修学生に関する取扱規程」を確認すること。

<https://www.swu.ac.jp/examinee/student/regulations/>

・特定科目の履修期間中は、特定科目以外の授業科目の履修を認めない。

申請手続

指導教員に必ず相談のうえ、申請書類を期限までに指導教員に提出する。

申請期間は 1 学期ごととし、1 学期を超える場合は期日までに再度申請が必要。

■ 申請書類

・特定科目履修による長期履修学生制度申請書（長期-様式第 1 号）

・特定科目履修による長期履修を希望する理由書（長期-様式第 2 号）

・履修計画及び研究計画書（長期-様式第 3 号）

・インターンシップ等の受入れを証明する書類（書式任意）

例：インターンシップ先等の在職証明書、社員証（写）、社会保険証（写）など

※提出された書類は長期履修の審査以外には使用しない。

■ 申請期限 ※期日が日曜日の場合はその前日

・後期から特定科目履修による長期履修学生に変更する場合・6 月末日

・翌年前期から特定科目履修による長期履修学生に変更する場合・12 月 15 日

※ただし、修了年次での申請期限は、

4 月入学者は修了年度の 6 月末日、10 月入学者は修了前年度の 12 月 15 日とする。

■ **審査**

申請書類に基づき教授会及び大学院委員会で審査し、学長が承認する。

授業料等

- 特定科目履修生は、特定科目の履修期間にかかわらず、標準修業年限（修士課程及び博士前期課程にあっては 2 年、博士後期課程にあっては 3 年）分の授業料を納入するものとする。
- 特定科目の履修期間と標準修業年限とを合わせた期間を超えて在学する場合は、該当学期分の授業料を納入する。

納入例） 2026 年度入学 環境デザイン研究専攻（標準修業年限 2 年）の場合

	1 年目		2 年目		3 年目		4 年目		合計
	1 期目	2 期目	3 期目	4 期目	5 期目	6 期目	7 期目	8 期目	
一般学生 (2 年間)	495,300	495,300	495,300	495,300					1,981,200
例 1) 3 期目に 特定科目履修 (2.5 年で修了)	495,300	申請 495,300	0	495,300	495,300				1,981,200
例 2) 3・4 期目に 特定科目履修 (3 年で修了)	495,300	申請 495,300	再申請 0	0	495,300	495,300			1,981,200
例 3) 3 期目に 特定科目履修 (3 年で修了)	495,300	申請 495,300	0	495,300	495,300	1 期留年 495,300			2,476,500

問合せ先

- 制度について： 教学支援センター教育支援課 電話番号 03-3411-5117
- 授業料等について： 学園本部 財務部 電話番号 03-3411-7352